



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

(取扱課室名) ページ

○ 規則	
* 44 和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財政課) 1
○ 告示	
368 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課) 2
369 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
370 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) 2
371 保安林の指定施業要件の変更	(") 3
372 漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(資源管理課) 3
373 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生の同意	(") 3
374 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会) 4
○ 公告	
入札公告	(総務事務集中課) 4
○ 監査公表	
監査公表第14号	 7

規 則

和歌山県規則第44号

和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則
和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助金等の交付の除外要件） 第 5 条の 2 知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。	（補助金等の交付の除外要件） 第 5 条の 2 知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011010174	医療法人南労会	医療法人南労会みどりクリニック	和歌山県橋本市岸上22-1	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和7.4.30

和歌山県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001535	株式会社S.T.L.F studio	生きがい支援	和歌山県橋本市御幸辻144-1	訪問介護	令和7.5.1	令和13.4.30
3072101185	株式会社アライフ	通所介護有田リハビリセンター	和歌山県有田郡有田川町庄17番地1	通所介護	令和7.5.1	令和13.4.30

和歌山県告示第370号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第372号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和3年和歌山県告示第528号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和7年5月13日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、有田箕島、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、下田原、太地、浦神、紀州勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第373号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、有田箕島、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、下田原、太地、浦神、紀州勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第374号

令和7年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

令和7年度和歌山県立図書館納入資料（図書）納入業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立図書館資料課

和歌山市西高松一丁目7番38号

3 落札者を決定した日

令和7年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ヒロカンパニー

和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地

5 落札金額（各1冊当たり納入価格）

資料本体価格の103.0パーセント

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年2月7日

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和7年度 調達案件番号20250000562号

- (2) 調達案件名
ガス透過率測定装置
 - (3) 調達物品の名称及び数量
ガス透過率測定装置 一式
 - (4) 調達物品の特質等
仕様書による。
 - (5) 納入期限
令和7年12月26日（金）
 - (6) 納入場所
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
令和7年5月13日（火）から同年6月23日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札及び開札手続
- この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。
- 5 一般競争入札の期間及び開札場所等
- (1) 一般競争入札の期間及び開札場所等
 - ア 入札期間
令和7年6月24日（火）午前9時から同月25日（水）午前10時まで
 - イ 開札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - ウ 開札日時
令和7年6月25日（水）午前10時
 - (2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年6月24日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 7 入札保証金に関する事項
- 入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、て行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Gas permeation analyzer : 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 25 Jun 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 24 Jun 2025)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2291

FAX 073-441-2288

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年5月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏